

令和5年度 介護保険事業計画策定委員会会議録

第4回策定委員会

招集年月日	令和6年2月13日
招集の場所	国東市役所本庁 4階委員会室
開会	令和6年2月13日 18時30分～ 20時00分
出席委員	瀬田和夫 清原正義 小川浩美 宇都宮仁美 定村智章 楳本定秀 高橋とし子 宮崎信二 坪井竜一 河田研吉 宮永英次 寺岡剛 野邊靖基 下鶴直哉（医療保健課長：オブザーバー）
職務により出席した者の職・氏名	中野副市長 田川課長 中川補佐 平本補佐 溝部係長 吉田主幹 志丸主幹 長木主幹 宮園主幹 河野主幹 佐保主幹 後藤主任保健師 荒金保健師 宮崎保健師 野田副主幹 中井主査 吉武主査 河野主任
溝部係長	<p>司会 溝部係長</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 開会あいさつ（田川課長） <input type="checkbox"/> 副市長あいさつ（中野副市長） <input type="checkbox"/> 委員長あいさつ（瀬田委員長） <p>議 事 報告事項</p> <p>・本日の出席委員は13名でございますので、国東市介護保険事業計画等策定委員会設置規則第5条第2項の規定により、委員総数15名の過半数を達しておりますので、本委員会は成立することをご報告させていただきます。</p>
瀬田委員長	<p>司会</p> <p>(1) 第9期介護保険事業計画等の概要について（資料①）</p> <p>【質疑応答】</p>
河田委員	<p>基本施策5の高齢者とその家族を支える人材の確保のところですね、今回皆さんもご存じとは思いますが、今度の報酬改正で訪問介護の介護報酬が引き下げの方向性となっています。今回見直しの事業計画の中で、訪問系サービスへの市独自の支援の検討ということが書かれてはいますが、もうそろそろ形だけの施策では無くてしっかりとそこを支えていくような取り組みを検討していただきたい。</p> <p>我々ケアマネジャーとしても、いくら住み慣れた地域で在宅で生活を続けていきたいというようなニーズをいただいても、それを支えていけるための繋いでいく資源が無い。訪問介護、訪問系サービスはその肝になるサービスになりますの</p>

	<p>で、ぜひここはしっかりと結果の見える施策の方をお願いしたいと思っております。</p> <p>後1点、基本施策3の方針4の内容ですが、どうしても前は小川委員からもお話があったように自立支援といった時にどうしても予防とか身体的自立に重点を置いている印象があります。中重度の介護者や在宅療養患者その家族を支える取り組みの推進については大歓迎ですが、その取り組みの内容というのが、どうしても資源や情報の調整に終始するだけで、繋がりだとか関係性の支援が見えないと思います。例えば、施設だとかご自宅のベッドで寝たきりで、地域と繋がるのが難しい方に対して、それでも地域住民ですから地域と繋がりが持てるような、そういった取り組みが必要です。傾聴ボランティアだとか、例えばご入所になられた方に対して、以前通われていた支え合い活動のメンバーの方が訪問に来ていただくような取り組みだとか、どのような場所においても地域の住民の1人なのだという風な、そういう思いを感じていただけるような。歩けるようになることも大切です。例えば、ベッドで寝たきりの方が笑顔になれる機会が1日1回増えとか、表情や声で痛みを訴えた時にその意向を拾って少しでも安楽に過ごしてもらえるような施策や努力や支援を行っていく、そういったこともやはり自立支援になりますよね。なので、予防の取り組みも勿論大切だと思います。</p> <p>ただ、やはり介護が必要になった方、そして地域に繋がるのが難しくなった方に対して、もっとしっかりと目を向けてですね、データのですね、その支援の内容、施策の内容といったところを考えていただけたらなと思います。</p> <p>素案の82ページから83ページ、基本理念の達成状況についてですけど、これは達成に近づいたという評価がなされていますよね。勿論根拠としてのアンケートが示されているのですが、この結果のみをもって目指す姿に近づいたと評価しているのか私は疑問に感じます。ただ貯筋型サービスや支え合い活動とかも結構なのですが、介護が必要になった方に対して、やはりそういった方の声とかも反映していただきたいと思います。小川委員が前回言ったような自律支援です。意思決定支援に基づく自律支援に関しては7期8期の和光モデルに大分県が力を入れていたあの頃からケアマネジャーとしては喉を枯らしてその辺は訴えてきたことでもあるわけですね。具体的な施策を決める場であるので、私が言っていることが抽象的なことは分かります。ただ、そういう本質的な部分にしっかりと一緒に向き合って話し合っていないと、7期8期のしわ寄せが9期に来ているようにやはり10期11期もまた同じような議論をなされていくのではないかと思います。</p>
溝部係長	<p>基本施策5の訪問系サービスの市独自の支援の検討につきましては、先進的な、県・市独自で取り組んだ高知県の特別地域加算を参考に研究していきます。</p> <p>それから重度化防止につきましても、私もそうだと思います。支え合い活動や介護予防の取り組みがしっかり書かれていますが、要介護者につきましてもしっかり見直しをしていきたいと思っています。ここにつきましても概要版で説明させていただきましたが、基本施策2の方針2、重度化・重症化防止の取り組みについては、しっかり地域ケア会議やケアマネジャー、専門職のご意見を踏まえながらですね、取り組みを考えていきたいと思っています。</p>
河田委員	<p>そのモデルにしている訪問介護、市からの独自の施策、支援というのは例えばどういったものなのか今ご回答いただけますか。</p>

溝部係長	<p>高知県の方では県・市独自の加算を付けています。今私たちも研究中ですが、特別地域加算を設けています。高知県と市町村が合同で加算を付けて訪問サービスの支援を進めています。</p> <p>しっかりその辺の取り組みを調べてですね、訪問系サービスの取り組みを考えていきたいと思っています。</p>
小川委員	<p>河田委員の方から言われた介護人材確保、定着、育成の支援事業を具体化している素案が162ページの方の先ほど言われた訪問系サービスへの市の独自支援の検討という様になっていますが、この訪問系サービスには居宅介護支援は含まれないと私は思っているのですが、それでよろしいですか。</p>
溝部係長	<p>はい、そうだと思います。</p>
小川委員	<p>多分、訪問系サービスに居宅介護支援は含まれないだろうなという風に思っているのですが、これまでの策定委員会の議論の中で居宅介護支援についてやはり国の方からなかなか介護報酬の改定もそんなに上がらないし、処遇改善加算も居宅介護支援には該当しないので、やはりそこが居宅介護支援、要はケアマネジャーの支援ですよね。そこはやはり一緒に考えていくべきじゃないかと思っています。多分言われることは国が言っている特例地域加算や過疎・中山間地へのサービス提供加算、これが国東市では取ることができないので、高知県のような県独自の支援策で距離に応じて加算を付けてあげるとか、多分そういうことだと思うのですよ。居宅介護支援も一緒なのですよ。居宅介護支援も特別地域加算は取れるようになっているのだけど、国東市が基準上取れないから、そうなっている。ですからもう訪問系サービスに独自加算を付けるならば、居宅介護支援にもやはり独自加算を付けていかないと、やはりケアマネジャーが今後不足している中で、モチベーションを上げていくべきなのかなと思っています。</p> <p>それともう1点あります。自立支援介護の推進ということで河田委員から言われたのですが、129ページに少し自立支援介護のことが書いているのです。ここはあくまで総合事業の見直しなのですが、この中の(2)介護予防日常生活支援事業や総合事業の効果的な事業の見直しとあります。ここの本文にリハビリテーション専門職等の介入を促進する心身機能の改善を目的としたとあるのですが、自立支援の考え方は心身機能の改善では無くして生活機能の向上です。要はICFの考え方ですよ。活動、参加、そして心身機能というのが揃って生活機能ですよ。生活していく上での機能を取り戻す。ですから、ここが抜けているからやはり要介護者の方々に対して心身機能だけで考えてしまうから、そこに活動とか参加を取り入れるような仕組みを作るといことが、見直すのでしたらそういう考え方を持たないといつまでたっても改善、改善という風になっていくのですよね。</p> <p>介護保険は自立した生活や生き生きとした生活をするために生まれたものだから、生活機能向上が最終的なアウトカムになっていくのですよ。ですからここで言えば心身機能の改善から生活機能の向上を目的としたとかですね、そういう風にやはりこう意識付けをしていくっていう大事ではないかなという風に思います。</p>
高橋委員	<p>3点質問です。163ページ、先程も説明していただきましたが介護現場の人材の定着のところで、前回私の方がノーリフティングケア、抱えない介護の研修だけでは、手緩いと意見し、市独自の取り組みお願いしました。</p>

	<p>そうしましたら、1歩進んで介護ロボットを導入する費用について、県の補助制度等の活用、促しということで、これについては県の費用についてこのような制度があるから使ったらどうですかということまでですよ。私は市独自補助をお願いしました。予算がありますので難しい理由は分かります。</p> <p>ですからぜひ10期の時には本当に腰を入れて市独自で、県とは別に、県の補助は少ないです、ですから、国東市では何%とか100%を10期では目指すということをしていただくようなお金をぜひ10期では実現していただくようお願いします。</p> <p>それから先ほど宮永委員の要望について見ました。そしてそれについての回答も市の方からありました。廃校舎を利用してというところですよ。それにつきまして、とても視点としては凄く良いですし、理想なのですが実際、私と坪井委員のところは小学校を利用してこのような施設を運営しています。小学校は小学生を対象にしたそういった間取というか、階段の高さもそうですしお部屋もそうなのですが、まず一番大変だったのが、それぞれのお部屋にトイレが必要です。そうすると、水回りを工事しないといけないので配管を通すように床をかなり上げないといけません。その費用も莫大ですし、お風呂もいります。ですから入居者が全員風呂に入ろうと思ったら相当な水量、そして排水等の浄化槽等の問題もあります。私が朝来小学校を改修した時にこれだったら新しく建て替えた方が同じ設備費で利用者にも職員にも使い勝手の良いものができるなという風に思いましたので、議論していただくのは結構ですけど、そういったところの資金のこともしっかりと考えて行われたらどうかと思います。ただ、地域の人たちにとって学校というものは非常に思い入れのあるものなので、それに対してはきちんと地域の皆様が使えるものにしていただきたいという風に思います。</p> <p>それから最後です。146ページの第8期の取り組み内容の実績のところの(2)です。介護者手当支援事業というものがあって、在宅生活を送る要介護4以上と認定された者又は要介護3と認定された者を2人以上介護している家族に対し月7,000円の介護者手当を支給していますということで実績が書かれています。それが今回9期になるとどうなるかということ、150ページです。150ページ9期の個別施策として(2)です。自宅において要介護4以上の要介護者を介護している家族に対し経済的負担軽減等を支援することにより、在宅介護者のインセンティブが図られる介護者手当支給事業を継続的に実施しますとなっています。ということは要介護3以上の人を2人以上見ている者ということと7,000円という金額がここには無くなっております。いくらになるのか教えていただけたらと思います。</p> <p>105ページについては8期と一緒にです。国の制度改正からここはもしかしたら介護保険事業が外れるのではないかと思ったのですが据え置きになりましたので、先程の146ページの内容、要介護4以上又は要介護3以上と認定された者を2人以上介護している家族に7000円と一緒にですので、これは記載漏れです。</p> <p>それともう一つ、シェアハウスの話ですが学校という宮永委員からの提案がありますが、実は他のところからは空き家を活用してもいいのではないかという提案もありますので、そういったものも居住支援ネットワークでも話をしています。要は高齢者が皆シェアで住める場所というのは学校のみならずということで、今後も研究していけたらと思います。</p> <p>146ページ、要介護3と認定されたものを2人以上介護しなければならない。2人以上でないと7,000円出ないということはなかなか厳しいなというか、1人で</p>
溝部係長	
高橋委員	

溝部係長	<p>もやはり、1人みるのでもとてもご家庭でみるというのはやはり大変だと思いますので、そこはもう国でそういう風に決められているということですか。はい、分かりました。</p> <p>後、高橋委員から言われた ICT 等の話もしっかり県の補助で国東市独自でも考えていきたいなと思っていますし、スライディングボード等は本当に抱えない介護に有効な手段だと思うので、ここはしっかり勉強して9期で考えていきたいなと思っています。</p>
宮永委員	<p>私は前回欠席させていただきまして、要望についてご回答いただきありがとうございます。先程高橋委員の方から廃校校舎の利用についての話がありましたが、今これだけ空き校舎があって確かに言われるように改修費用については莫大な費用がかかるという風に思います。ただ、この1か月前くらいですかね、佐伯市が校舎を利用してシェアハウスを行うという記事が出ておりました。どういう形でどれくらいかかっているのかという検証をここでできるといいますし、やはりそこも一度佐伯市の辺りに出かけて行って検証する、そういったことも必要ではないかなという風に思います。</p> <p>それから校舎そのものがまだ耐震化もできて利用できるということからすると勿体無いと思いました。解体費用がかかるのですから。そして地域のコミュニティを維持するためにはその地域で共同生活する方がより効率的というか、地域の人にとっても地域の学校として思い入れのある学校ですから、コミュニティも保たれるということで、私は効果としては大きいのではないかと思いますし、先程から出ています介護人材の方もこういったシェアハウスをすることでそこに訪問介護が行けば人数が減るわけですから、軽減されるわけです。そういったメリットも私はあるのではないかと思います。ただ学校だけでは無くてそういった空き家を活用するという方法もあろうかと思えます。そこが先程あるようにこの協議会を通して議論をし、次に繋げていただければありがたいなと思っています。</p> <p>それと、違うことなのですがやはり被保険者の立場からすると、介護保険料というのは非常に気になる場所ですね。プラス150円になろうかということで、これをもっと下げろとか今更この時点で言ってもなかなか実現できないと思いますけれども、ちょっと聞かせてください。この介護保険料の基金があります、基金を取り崩すのですよね。この基金の中にはふるさと納税は入っているのですかね。入っていないのですよね。</p>
溝部係長	<p>介護保険料の基金のことは、2項の議事の中で入っていますので、良ければ保険料の議論は後の項目で進めていただければと思います。</p>
宮永委員	<p>はい、分かりました。それは後で一緒にお願ひできたらと思います。それと事業所の方にお聞きしたいのですが、私も今現在どれくらいの金額になっているか分かりませんが、特別養護老人ホームに今入る費用として、自己負担はどれくらい必要なのでしょう。私12、3万という風には思っていたのですが。</p>
高橋委員	<p>その方の収入によって違います。</p>
宮永委員	<p>国民年金の保険料で充当できますか。</p>

高橋委員	4人部屋、多床室があるところであればなんとか。後、食事代等は市の補助もありますので。ただ個室とかになるとそれはちょっと無理だと思います。4人部屋があるうちのような古い施設のところはまあなんとか、その人の収入によりますけど。
宮永委員	そうですね。結局足りない部分は子どもさんが負担する等しているわけですね。いわゆる年金も、国民年金だけの人とそれ以上の収入がある人と、数がどれくらい割合なのか私も分かりませんが、国民年金だけの高齢者の割合が高いような気がするのですが、そうなるのと先ほど言ったように、共同生活できるような立場で入れれば、佐伯市が確か食事代も含めて月額58,000円だったと思います。そういうかたちだと、国民年金だけですとせいぜい高くても6万くらいでないと特別養護老人ホームにはなかなか入れないということになる気がします。ですから、こういった地域コミュニティを維持しながら共同生活できるような、安くて生活が安心して暮らされたいようなものを目指した方がいいのではないかと基本的には思います。ですからお聞きしましたが、厚生年金であればなんとか生活できる、特別養護老人ホームにも入れることができると思うのですが、そういった待機組というか、入りたいけど入れない人の割合の調査をしたことはないですか。
溝部係長	素案の175、176ページの方に特別養護老人ホームの待機者の状況等及び介護老人保健施設の待機者の状況につきましては、素案に記載しております。
宮永委員	これは、特別養護老人ホームの待機者の状況ですね。内訳がの中で例えば国民年金だけの高齢者の割合はわからないですね。
高橋委員	先ほど佐伯市で58,000円の国民年金だけで生活できるとお話しでしたが、それは例えば介護度5や4の人たちが、そこで共同生活をするとすると、介護福祉士やそういった職員の配置がないとやっていけないので、58,000円でその人たちの給料が出せるかと言うと、市が出していると思うのですが。
宮永委員	要介護の人ではなくて、まだ健全な人だけだと思います。
高橋委員	健全な人たちが57,000円くらい出してということですね。
宮永委員	そこに職員が常駐するというような状況であればできないと思いますね。
定村医院	先ほどの宮永委員のお話で、国民年金で6万円とか7万円とか出ましたが、例えば病院に治療を受けた時にある程度の高額な金額になった場合は高額医療として還付があります。介護の方もありますので、年金内でおさまるのではないかと思います。そのあたりをご説明した方がよいと思います。
溝部係長	定村委員の言う通りで、特別養護老人ホーム等の入所に対してはいろいろな軽減措置があります。一つが、お部屋代や食事代の負担限度額、所得に応じて段階もある減免もありますし、高額介護につきましてもある一定の基準をお支払いした際、医療と一緒に還付がありますので、高齢者の方でそういった還付等があり

高橋委員	<p>ますので、そんなに高額にならないと思っています。例えば介護5の方が月12万を満額出す方はそんなにいらっしゃらないのではないかと思います。</p> <p>収入のない方は、特別養護老人ホームでは法人減免、減免しなさいということで施設の方が料金を下げるような制度もあって、市の方がこの人を減免してくださいという依頼が来ますので、その時は大丈夫ですよというかたちになりますので、ある程度は自分の年金の範囲内でなんとかなります。</p>
宮永委員	<p>国民年金の範囲の中で何とかなると。</p>
清原委員	<p>実際に私が経験していることですが、本人が施設に住所を移して一人暮らしで、国民年金だけで支払えるかということ、実際は一旦取られる金額はそれ以上になります。あとで返ってきます、還付金があるのですが、それプラス施設によっては他の費用、諸々の費用というのが出て来ます。</p> <p>私の事例ですが。ずっと義理の母親が入所していました。利用料を計算していきますと、ほぼ約1万円を私が実際にオーバーして出す分です。それくらいになって、母親も年金をはやくもらっていましたから金額が低いです。ですから実際に今の国民年金の計算からいけば、ほぼいけると思います。</p>
宮永委員	<p>満額の場合ですね。</p>
清原委員	<p>もちろん介護保険料、後期高齢者保険料が引かれますよね、あとの残りで支払いしてほぼいけるのではないかと。</p>
宮永委員	<p>もう一つ、社会福祉協議会の支援をいただいて、通いの場の軽スポーツをサロンでしていますが、例えば囲碁ボールやスカットボールなど色々な軽スポーツはありますが、なかなか高くて地域で持つことが難しい、そして度々社会福祉協議会へ借りに行くことも、毎回毎回大変だということで、今あるのが輪投げとスカットボールがあるのですが、毎回同じものをずっとしています。そうすると皆さん飽きてきてですね、新しい、違うものをやりたいという希望もありまして、グラウンドゴルフはできますが、室内でできる競技の道具をある程度整備していただけると本当に助かるなと思っています。</p> <p>社会福祉協議会の方ともまた相談しながら是非整備をお願いしたいと思います。あともう一つ、軽スポーツだけではなくて、例えば清原委員もそうだったのですが、紙芝居といった文化的なものもありますので、そういったものも揃えていただけると、もっとサロンそのものが楽しくなるのではないかと思いますので、要望としてお願いしたいと思います。</p>
瀬田委員長	<p>司会</p> <p style="text-align: center;">(2) 介護保険料の設定について (資料②)</p> <p>【質疑応答】</p>
定村委員	<p>細かい計算をされた上での算定だと思いますので、ここでひっくり返す話はしたくないのですが、前回の会議の時にもお話をさせていただきましたが、少子高齢化の中で、子育て世代の負担をなるべく減らしてあげたいということを前回ご</p>

<p>溝部係長</p>	<p>提案させていただきました。細かくですね、住民税課税で所得を割り振られていますが、次回の時にはですね、子育て世代である、例えば 50 歳未満の方の保険料率を下げるとか、高齢の方々から少し多めにいただくとか、もしくは所得の上限のところは 720 万円と書いておりますけども、もっと上の所に持って行って、下のところを下げるというような検討をしていただいた方がいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>もちろん所得段階の各 1 から 13 段階の対象者の所得税の関係は、市独自でも見ることができますが、他の市の状況も見ながら、国東市では国の提示した段階で考えさせていただいたところです。今日のご意見の中で、やはり高いところも調整するべきではないかというご審議も考えこともできますが、今現在、大分市、中津市、日田市、臼杵市、宇佐市の方が段階は市独自の段階を作っております。国東市としては国の基準で考えさせてもらっています。</p>
<p>定村委員</p>	<p>9 期の話ではなくて、その次の段階でということなんです。県から出向されている方もいらっしゃると思いますので、県の方としても市独自のものだけではなくて、県として東京や大阪の大都市の人たちの所得と大分県の所得では違うわけですから、そのあたり地方の少子高齢化、住民減少というところを考えるとどこに重点に置くべきか。ということも県としても考えていただきたいです。</p>
<p>志丸主幹</p>	<p>子育て世代にというご意見がありましたが、市が介護保険料を決められるのは 65 歳以上の 1 号被保険者となっています。ですので、40 歳から 64 歳の方の保険料の方には影響はありません。</p>
<p>宮永委員</p>	<p>先ほどのことですが、基金を取り崩しているようですが、この中に先ほどふるさと納税は入っていないということでしたが、入れられないのですか。</p>
<p>溝部係長</p>	<p>入れられません。前回の会議で説明しましたが、ルール違反ということになります。</p>
<p>宮永委員</p>	<p>わかりました。できたらそれが入れられると本当にいいなと思って、国東市がいわゆる 30 億少し切ったのですか、それくらいたくさんあるということで、ふるさと納税が何に使われているか、一般の市民の方はよくわかっていません。色々な事業に使われていると言いますが、それを使って豊後高田市は国東市の 10 分の 1 くらいだけでも、給食費の無償化に使っている、市民はふるさと納税を給食費の無償化に使われているのだと理解できているのですが、国東市民にとっては何に使われているか本当によくわかっていないので、もっとわかりやすく、こういう風に使っているのですよと市民にもっとアピールするべきでないかと思えます。介護保険だけにどこか入れてほしいなと思っているのですが、是非そういった分 PR もしてほしいなと思えます。</p>
<p>中野副市長</p>	<p>ふるさと納税の使い方等につきましては、市報等で紹介させていただいているかと思えます。まだまだ周知の方法が十分でないということを感じましたので、今後そのあたりのお知らせをしていきたいと思えます。30 億や 20 億という数字が出ますが、その数字がそのままその金額が国東市に入ってくるわけではありません。当然必要経費があります。当然半分くらいが経費として出ていきます。基</p>

坪井委員	<p>金として実際に積まれるのは、表を飛んで回る数字の半分弱くらいとお考えいただけるとありがたいです。また、当然どういう使い道をとという疑問をお持ちであるという方がいらっしゃれば、今後また広報等他の方法も考えながらお知らせしていきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。</p> <p>先ほどの定村委員の意見もそうですが、この策定委員の委員さんたちが当然関係各位の方ということになりますが、子育て世代の方などが委員に入るような検討はなされないでしょうか。この13段階を見ても、所得税非課税世帯、これは大半が高齢者の方で、年金の方だと思われま。通常現役で生活されている子育て世代の方々は、ほぼ非課税世帯にはあたらないので、このように上がっていくという現状を実際にどの程度お知りになっているのか、皆さん引かれている給与明細等を確認されるかもしれませんが、実感というのはなかなか少ないのではないかと思います。それから話されてきた過程の中で、この程度の給付が見込まれますということも、やはり支払う保険制度ですから、税金ではなくて、自分たちがかけた保険が返ってくる前提になりますよね、例えば90代の人たちが介護保険料をどの程度納めていて、どういったサービスを受けられているのかということ、僕ら現役世代が首を傾げる部分は事業者でありながらも少なからずあるわけです。そういったことを一般の市民の被保険者の方々、現役世代、40代以降で払われている方々の、例えば主婦の方ですとか、そういった方がこの議論の中に入ってどういう風に使われているか、透明性を図るということは今後考えていかれてもいいのではないかと、意見として申し上げます。</p>
田川課長	<p>今いただいたご意見につきまして、即答はできませんが、規則で委員さんが決まっておりますので、今後検討したいと思います。</p>
宮永委員	<p>この計画は、いつはつきりしますか。まだ公表できませんね、当然。</p>
田川課長	<p>本来であればこの段階である程度完成したものがお出しできるとよかったです。今日の介護保険料も含めて調整中のところもございしますが、そこも埋めて、今のところ内容の確認も再度行っておりますので、遅くとも年度内には3月末までには製本等行って皆さま方にお配りしたいと思います。また、市のホームページ等で公開をしていきたいと考えています。</p>
宮永委員	<p>これくらいになる予定、予想までも言えないのですか。若干上がるそうですがというくらいはいいですか。</p>
田川課長	<p>保険料につきましては、3月の市議会の定例会で提案する予定です。今のところ日程が2月27日からの開会予定で、約1週間前に議案はホームページ等に掲載いたしますので、最終的な段階で案ということで確定となりますので、その時にまた今回の概要版については見直し等行って、議会で説明させていただきたいと思っております。</p>
小川委員	<p>介護保険料の改定について、介護報酬の改定で1.59%、その他の改定率含めて2.04%という数字が出て、これが加味されると思いますが、向こう3年間で国東市の介護保険のサービス供給量がそんなに大きく変わることはないだろうと、提供が増えることはないだろうと、逆に少なくなっていくのではないかと考えてい</p>

<p>溝部係長</p>	<p>ます。そうやって単純に考えると 5,250 円に 2.04% を乗じると 5,357 円になるということです。高齢者人口が少し減っていくので、給付する割合 23% 分を高齢者が負担しなければいけないので、高齢者人口が少なくなると一人当たりの負担する額が増えていきます。それが理屈だと思っています。そうなった時に、今回 5,400 円にすとなった時に、50 円の開きが出てきます。そう考えた時に、この 50 円をどう説明するのかということで、概要版の中にプラス要因やマイナス要因が書かれており、施設整備分、おそらく小規模を指しているのでしょうか、おそらくできないと思います、今までの中であった話なので。そうすると介護報酬改定率だけですね。ですからここで 50 円上げる理由がなんなのかという部分で、私は先ほどの市町村独自の支援をするという部分で 50 円分をプラスしていますという根拠が出てくると、非常に国東市独自の施策に必要な財源を計画の中で盛り込んでいるなと思うのです。ですから、事業計画の中である程度こういう施策をするという部分を、財源確保を裏付けしておかないと、5,400 円に上げて 150 円アップするという部分の根拠が薄いのではないかと思います。ですから、そこは考えてこれから 5,400 円にするということであれば、その根拠をきちんと裏付けしておいた方がいいのではないかと思います。</p> <p>ありがとうございます。まさに概要版も 13 ページのところにプラス要因のところに裏付けということで市独自の取り組みの分は作文したいと思います。事務局案の 4 番、60% 取り崩した 5,400 円で議会に上程したいと思います。</p> <p>本日の議事については、これで終了いたします。</p> <p>閉会あいさつ</p> <p style="text-align: center;">閉 会</p>
-------------	--